

離婚届

平成21年1月9日届出

東京都千代田区 長 殿

受理 平成 年 月 日 第 号	発送 平成 年 月 日					
送付 平成 年 月 日 第 号	長 印					
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通 知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
届書は、1通でさしつかえありません。
この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の謄本
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

(1) 氏名	夫 民事 太郎	妻 民事 花子
生年月日	昭和51年1月1日	昭和52年2月3日
住所	東京都千代田区霞が関 1丁目1番1号	沖縄県那覇市樋川 1丁目1番1号
本籍	東京都千代田区丸の内1丁目1番	
父母の氏名	夫の父 民事 一郎 母 一子	妻の父 戸籍 太郎 母 葉子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判 <input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決	
婚姻前の氏に	<input type="checkbox"/> 夫は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
もどる者の本籍	東京都千代田区平河町1丁目1番 筆頭者の氏名 戸籍 太郎	
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 民事 洋	妻が親権を行う子
同居の期間	平成16年1月から平成20年12月まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
別居する前の住所	東京都千代田区霞が関1丁目1番1号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人署名押印	夫 民事 太郎 印	妻 民事 花子 印
事件簿番号	住定年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	署押 名 印	甲山 孝助 印	乙川 竹子 印
生年月日	昭和10年6月10日	昭和12年8月30日	
住所	東京都中野区野方 1丁目1番1号	東京都世田谷区若林 1丁目1番1号	
本籍	東京都杉並区清水町 1丁目1番	東京都千代田区永田町 1丁目1番	

→ 父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
養父母についても同じように書いてください。
□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)。

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく指定統計第5号、厚生労働省所管)にも用いられます。

- ◎ 署名は必ず本人が自署して下さい
- ◎ 印は各自別々の印を押して下さい
- ◎ 届出人の印を御持参下さい

連絡先	電話() 番
自宅・勤務先・呼出	方